

時事新報

第十二百九十五號

日出八時半
午後九時四十分
二十四分
十二分半
九分半
一分

浦潮午前八時四十八分

卷之三

明治十九年六月七日
舊丙戌五月六日
月出午前四時四十五分
入午後七時三十分
月入午後十一時三十三分
満潮午前八時四十八分
(西曆一千八百八十六年)
日本
繁昌茲
金融甚^づく滑^{なめらか}
るものなれば今之不景氣^{ひざま}い此種^{このしゅ}の人の福^{ふく}に非^でず唯^{ただ}此の
時に當て得^{とく}をたる可^べき者は身既^{すでに}に立ち家既^{すでに}に成り祖先^{そせん}傳來^{つらわ}の財産^{ざいさん}ふ依頼^{よらい}志^して闊^{ひろ}に此世^{このよの}と渡^{わた}るの人あるのみ善^{よし}

○時事新報採用御譲渡被成下候ニハ新報代價並ニ郵便稅必又釐金ナ御入被成下度後又前金相切候へハ其日限ノ新報ニ既送見合セ候新報代價並ニ郵便稅トシテ御移附候へハ此日限ノ既送見合セ候其都度領取テ以テ御通知ハ不申上其代ニ毎日申候新報申上候新報ノ帶附表而御名前ノ底ニ(何月何日)ト記入仕苦候間御譲渡可被成下候は此日マテハ新報遣送仕候ト申ス事ニ候

○郵便爲替又ハ銀行爲換等ヲ以テ時事新報代價御拂入レ被成下候是當方ノ名喚ハ(時事新報社)ト致シ郵便爲換ナレバ(東京陸運本局)ニテ受取ルベキ様御取組被成下度候

○御方所ノ御都合ニテ郵便爲換又ハ銀行爲換等御取組被成下候或御不使用方ニ限リ時事新報並ニ郵便稅共一錢又ハ二錢ノ郵便手引ニテ御拂入レ被成下候テ苦シカフ様候

○時事新報豫約購讀ノ諸君ニテ住所御移籍等ノタメ新報配達先キ御取替ヘ被成度節ハ新舊兩方ノ所書ヲ併テ御通知被成下度候

○時事新報の見本御入用の御方は其旨東京日本橋區通三丁目十一番地時事新報社又は大坂東區高麗橋通五丁目卅四番地時事新報社出張所の内へ御申越被成下度左候へば代價並ニ送料と申受けず右見本御送り可申上候

時事新報

濃
音

人の世に在るや其身分位地職業各相異なるが故に一國の
より云へば共々其喜憂と與ふも可き事にても一個
人の私立入れば各其利害を異にするの情あきらか
例へば戰争は凶事なれども爲めに思ひ寄らざる大利を
得て悦び窮りなれど商人もあらん病れ流行るは社會れ
大損害あれども爲めに立身出世せる醫師もあらん火災
風害の慘毒は誠に慘なるに相違なしと雖ども大工左官
材木商等は爲めに大に稼業の忙はしく悦ばざると得
す蓋し人間の公義又於て社會の不幸を見て之と喜ぶと
云ふにはあらねど身分位地職業の異なる隨て私情自
から其利害と異にするは是非もなれ次第なり此時に當
り其私の利の爲めに世の不幸を助長せるが如たる事よ
り人の爲を可き所非されども此不幸が偶然より己れ
も利するが如きとほぢば所謂天與取らずんば後必らず
殊なりとの訓を奉じて種當に其利害は士人の所爲
と考て毫も愧づる所なる可也

數年以來世上不景氣を嘗み、我輩と以く之を見るふ
此不景氣に就ても亦各其利害を異にせるものある可し
と思はる、元來不景氣と申すと供給餘ありて需要足ら
ざるの現象なり職工物と製して之を庫中に堆積をそれと
も人來て之を求むるものなし即ち工の不景氣あり、商
人物と仕入れく善き價を求むれども之れに應じるもの
ある即ち商の不景氣あり、農家の耕作物の低價あるを
嘆じ役夫は其勞役と買ふもののあきを訴ふ、此等嘆息愁
訴の聲は所謂不景氣沙汰にして其實相を云へば天工人
造物の供給は充分なれども世間の需要力の萎縮して此
供給と吸収せる能はずして物は價の下落することとなり
物價下落すれば物を製作販賣するものは損害と恐みて
其業を收縮せざるを得ず是に於て製造販賣の區域を狹
め悽るが如く睡るが如く愁ふるが如く訴ふるが如く社
會は恰も喪に居るの家ふ似たり即ち數年以來我國不景
氣の容体なれども此不景氣の中よりて最も都合よきもの
は何人なるやと尋るに有為活潑新身を立て金を儲け上
するものより世間多事として工業の發展を

に際したるものあると華族諸君の爲ために謀りく遠慮なく此の時の利と收むるの覺悟ころ肝要ならんと信するあり
華族社會は唯有る金と消費するの一方と傾くものあり
ば世間不景氣にして物價下落すれば金の効力ますく
顯はれて世計甚ざ易きの利あり即ち不景氣の今日は都
て便利なる時節あれども尙ほ細々日本國中見渡せば
場所よ由りて不景氣の濃淡厚薄は差あるが如し例へば
三府又ハ開港場の如きハ自から金融の滑なるありて靈
要は物品勞働の貨錢等思ひの外ふ舊時の價格と保ち不
景氣中より活動の勢あるが故に華族のために謀りて夫
だ最上は安宅と云ふ可らず之に反して各地方の現況にて
う實に不景氣の最じよとして餓莩途に横はるまでに其價の貴
を呈し金錢は恰も亞刺比亞沙漠の水れ如く其價の貴
玄て人は之が爲に働き物の之がために集まること難
會の地と同日は談ふ所少されば無き金と儲けんとする
にはあらずして有る金を消費せるの地位に立つ者ハ此
沙漠と擇んで住居を定め一滴の水よりも之に満ぐる工
風こそ智者の事なる可し即ち不景氣は濃厚なる處を擇
ふとは此邊の意味あり我輩は我國の殖産改良の爲め
華族諸君一身の便利は爲め其舊領地に居住するの得失
なるを勧告せえが今又華族諸君と消費者と見て自家經
済の爲めに謀りても其舊領歸住は萬全の策にして毛頭
躊躇する要せざるあり

要せざるあり

○佛國と安南 佛國駐在總官ボーエル氏が本國より東京小來り河内に駐在する間に安南國王は其叔父其を大使と立て國書並に象牙其他の土宜と廣らし之を來迎せし爰安南の大靈卿司法卿及びダメホア州の知事同大使より隨ひ河内より四月廿七日同地の政廳にて國書並み贈物を時任總官に呈し同日大使の一行の駐在總官と會食したる後更に饗宴を開きて同地の文武官員及び民衆の代表者等を招き翌二十八日より往在王總官にて

見込にて此鐵道竣工の上は外國行の船舶と通尾より直ちに臺灣の貨物を積出する所必しも廻門に立寄る所要せざることあるべしと又同氏は既て臺灣の北部より南部に至る長鐵道と起すの目論見ありて前に同島在留の英國領事よりし某氏が既に劉氏と鐵道敷設引受け約束を爲せし由近着の申報に見ぬたり

○東京地形變遷 大鳥圭介氏著武藏并東京古今沿革は武藏近傍數國の形勢より東京瀬浦沿河に變遷及武藏并東京地形沿革等を縦述し事甚ざ明白にして載せて東京地學協會報告第六號より今其東京地形沿革の部分を抄出すれば左の如し

天正十八年徳川氏入城後直ニ行徳ヨリ櫛ノ運路ヲ開キ通船ニ便ニス是レ今深川高橋通リノ運河ナリ此水路ハ逆井三ヶ海ニ出テ次ニ今ノ中川口ヲ濟リ利根川ニ達セシナリ之ヲ徳川氏土功ノ第一着トス文祿三年于住大橋ヲ架ス慶長八年神田山（今ノ駿河臺ノ東南ニアリ）ノ崩シ南ノ入海四方三十餘町ヲ埋メ立テ在家ヲ建ツ（按スルニ是レ築地木挽町ノ邊ノ事ナルベ）○大城ノ修築ハ慶長十一年三月ニ起り九月ニ成ル○同十四年品川海道（元品川村ハ今ノ地ヨリモ西南ナム高處ニアリシナリ）筋西山際ヨリ海端迄三十間ノ道幅ヲ廣ム○元和二年神田川ヲ疏通ス○寛永四年寛永寺ヲ建ツノ寛永年代鉄鍊洲向干漏百間四方ノ地ヲ攝州仙村・漁人へ與ヘ之道立テ漁戸ヲ立テ仙島ト稱ス○四代將軍承應二年神田上水玉川上水ヲ通ス（千川上水ハ安永九年ニ成リ天明七年ニ止ム）○萬治二年兩橋即ナ大橋ヲ作ル本所、川ノ地ヲ開拓ス同年仙臺侯ニ命レ牛込ヨリ御茶水ノ筋ヲ堀割リ大川ニ通セシメ其土ヲ以テ小石川ノ元小石川小川町飯田町邊ハ入江ニテ沼澤也一小日向邊ニ新地ヲ築成ス（神田川ト稱ルハ多摩郡井ノ頭ノ池ヨリ出ル一派ト並ニ其近傍ヨリ流出ル諸小流落合村ニテ合シ高田自白臺ヲ經テ江戸川トナリ夫ヨリ飯田町ノ下ヲ環リ今ノ常盤橋ノ下ニ出テ日本橋ノ方へ流レ落ナシモノナリ承應年間ニ工事ヲ興シ此水ヲ以テ神田上水ト爲ス○御茶水・掘割ノ以前已ニ水戸邸ノ建築アリ堤ヲ作り神田川ノ支流ヲ淺草川ニ通シケルヲ更ニ仙臺侯チシテ鑿廣ケシシ通船ニ便セシメ神田川ト稱セシトノ說實ニ近シト思ハル）寛文六年芝金杉海手百餘間ノ地ヲ網干場トナリ新網町ト名ザク○延寶三年芝金杉新堀ヲ鑿開ス

命を以て大使の来るを祝する爲に市中しあちに佛國及安南の國旗を掲あわし夜より入りては市中一般に球燈を掲げ點燈行あけらめ列れつあるどの催あつすなり其翌日又河内城中にて兵隊の揃閑そろひあり次日には駐在總官が大使の一一行いんぎやうと云へる佛殿に請じて之を饗應こうようし安南の侵人いんじんを召びて舞樂ぶがくと奏せしめ河内より有名ある歌妓數名も出でそ其の興おきを助け又其次の日ふふ大使が同所にて駐在官を饗應こうようしたる由此等の爲先同府の市民も大に安堵の思おもいを爲あつたる事ことりと云ふ斯くてゴールベル氏は五月三日夫人及び隨員數名と隨ともへ安南大使の一一行と共に河内いなを發はし船ふねを出て安南の國都順化府しゅんかふに到り安南國王おほなこくおうお見えて迎接の爲先ふ大使と指立さしだてられたる厚意こゆと謝し且つ佛國政府が安南東京とうきょうに爲先を謀るの切きつある旨しむを告げ其より氏と専ら國中の騒亂さわごんを鎮定し人心を安堵せしむるの方策ほうさくと考慮こうりょの中の由又安南國王おほなこくおうベル氏と同様の見込よて今度斷然古來の陋習ろうじゆと破り自ら都城とくじやうを去てケーアン・タンホア二州の如き最も騒々しき地方じかほうを巡回せんとと思立おもだてたる由なるが安南の人民は深く王家おうけいを尊そんび且つ之を親愛しんあいする所以て國王親ら巡回じんりゅうをして土人と鎮撫ちんひするときほ容易のうやすに騒擾さわごうの迹あとと絶絶つとを得べしと云ふ〇臺灣の鐵道たいしゃうのてつどう劉銘傳氏は今度臺灣港の難観なんくわんより海口まで鐵道を設けて石炭を運送するの用に供あつふ然る後艋

○製造者　今度四月六日間、三枚の監獄にて品目を定め、ト将来に於ける一劍の合計枚数を算出し、本月米の輸入量をもとに、現在の貿易の状況を考慮して、特に執り合せの上、各社の販賣の権利を確立するものとした。